



平成22年(2010年) 2/20 第1214号

発行：小平市 編集：企画政策部 秘書広報課 〒187-8701 小平市小川町二丁目 1333番地 ☎042(341) 1211(代表)

# 市報 こだいら

人口と世帯数	平成22年2月1日現在	
◎住民基本台帳登録数	前月比	
男	89,280人	73人減
女	90,320人	44人減
計	179,600人	117人減
世帯数	81,540世帯	79世帯減
◎外国人登録数		4,253人
合計(住民基本台帳登録数+外国人登録数)		183,853人

◇小平市ホームページ <http://www.city.kodaira.tokyo.jp> ◇電子メール [info@city.kodaira.lg.jp](mailto:info@city.kodaira.lg.jp)



河井寛次郎作「笹絵筒」

平櫛田中コレクションの中から、河井寛次郎、バーナード・リーチたちの生活を彩る焼き物を展示します。

## 春季展示

休館日 火曜日(祝日に当たる場合はその翌日) ※展示替えのため、3月1日(月)は休館します。 問合せ 平櫛田中彫刻美術館 ☎042(341)0098、生涯学習推進課 ☎042(34)9574

観覧料 一般：300円(200円)、小・中学生：100円(100円) ※カッコ内は、団体20人以上です。 観覧時間 午前10時～午後4時(午後3時30分まで) ※入館してください。

市役所2階 会議室で 平成22年度の市民税・都民税の申告をお願ひします。

## 市民税・都民税の申告を受付中

3月15日(月)まで



### 市民税・都民税の申告に必要な書類

- 平成22年度市民税・都民税申告書が郵送されてきた方は、その申告書・印鑑(認め印)
- 平成21年1月から12月までの所得を証明する書類(給与所得者は勤務先が発行した源泉徴収票または給与支払いの明細など、公的年金などの受給者は年金支払者から送付された源泉徴収票、その他所得のある方は収支内訳書や支払調書など)
- 社会保険料(国民健康保険、国民年金、介護保険など)の支払証明書、領収書 ※国民年金保険料の控除を受ける方は「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」などの提出がないと、控除の適用ができません。
- 生命保険料・地震保険料の控除証明書
- 医療費控除を受ける方は医療費の領収書と補てん金額についてわかる書類 ※かかった人ごと、医療機関ごとに事前に計算を済ませておいてください。
- 障害者控除を受ける方は、障害者手帳やそれを証明できるもの
- 勤労学生控除を受ける方は、在学証明書やそれを証明できるもの

※控除の内容が源泉徴収票に記載されている場合は、書類不要です。

## 耐震改修・バリアフリー改修・省エネ改修をした住宅の固定資産税を減額

耐震改修・バリアフリー改修・省エネ改修を行った場合の減額措置	
対象	バリアフリー改修 ・平成19年1月1日以前に建築された住宅 ・65歳以上の方、要介護または要支援認定を受けている方、障がいのある方のいずれかが居住している ・一定の要件を満たし、費用が30万円以上(補助金などを除く)のバリアフリー改修を施工
期間	改修工事が完了した年の翌年度分
減税額	1戸あたり100㎡の床面積相当分(賃貸部分を除く)までの家屋にかかる固定資産税の3分の1を減額
対象	省エネ改修 ・平成20年1月1日以前に建築された住宅 ・一定の要件を満たし(省エネ基準適合工場の証明が必要)、費用が30万円以上(補助金などを除く)の熱損失防止改修を施工
期間	改修工事が完了した年の翌年度分
減税額	1戸あたり120㎡の床面積相当分(賃貸部分を除く)までの家屋にかかる固定資産税の3分の1を減額

※耐震改修による減額および新築住宅軽減との重複した適用は不可。

耐震改修	
対象	・昭和57年1月1日以前に建築された住宅 ・現行の耐震基準に適合させるよう一定の要件を満たし(耐震基準適合工場の証明が必要)、費用が30万円以上の耐震改修を施工
期間	改修工事が完了した年の翌年度分から一定期間(最長で3年間)
減税額	1戸あたり120㎡の床面積相当分までの、家屋にかかる固定資産税の2分の1を減額

※いずれの改修も原則として、工事の完了後3か月以内に必要書類を添付した申請が必要です。

所得のなかった方も申告を 平成21年中に所得のなかった方も、非課税証明書の発行、国民健康保険料軽減措置などの基礎資料となりますので、申告書の裏面に必要事項を記入のうえ、申告してください。

### 東村山税務署 確定申告・還付申告は 税務署へ

正しく作成し 期限内に提出を

申告書の提出・納付期限

所得税・贈与税：3月15日(月)

個人事業者の消費税および地方消費税：3月31日(水)

申告書は、e-Taxや郵便または信書便による送付、税務署の時間外収受箱に投かんすることで提出できます(贈与税は利用できません)。詳しくは、国税庁のホームページ(<http://www.nta.go.jp>)をご覧ください。

内容 申告書作成のアドバイスおよび申告書の受付

※国税の領収・納税証明書の発行および電話での相談は行いません。

日時 2月21日・28日の日曜日 午前9時～午後5時

開 日曜窓口を設

確定申告書等を作成できます

ホームページで

確定申告書等を作成できます

所得税・消費税等の確定申告書や青色申告決算書・収支内訳書・贈与税の申告

### 市議会を傍聴しませんか

3月定例会は2月23日(火)の午前9時から開会の予定です。本会議や委員会は、定員の範囲内でも傍聴できます。日程などは小平市ホームページでご覧いただけますが、詳しくはお問い合わせください。 問合せ 議会事務局 ☎042(346)9566

### 夜間納税窓口

2月25日(木)に開設

日中に市税の納付や納税相談ができない方のために、夜間窓口を開設しますので、ご利用ください。

とき 2月25日(木) 午後5時～8時

ところ 市役所2階 納税(入口は庁舎北側) ※来庁の際は納税通知書をお持ちください。

問合せ 収納課 ☎042(346)9528

### 今月の税 2月

8期 ※納付は、3月1日(月)の納期限までお願いいたします。

◇固定資産税・都市計画税(第4期) ◇国民健康保険税(第4期)

※便利で納め忘れのない口座振替をご利用ください。

書は、国税庁のホームページ「確定申告書等作成コーナー」で作成・印刷することができます。印刷した確定申告書等(白黒も可)を、税務署に提出することもできます。また、e-Tax(<http://www.e-tax.nta.go.jp>)を利用して作成した申告書データ(贈与税を除く)に電子証明書を添付して、そのまま送信・提出することができます。

税務署や国税局では、還付金受け取りのために、金融機関等の現金自動預け払い機(ATM)の操作や、指定した口座への振り込み、フリーダイヤルへの連絡を求めることはありません。

問合せ 東村山税務署 ☎042(394)6811

「税務署」をかたった 不審な電話にご注意ください

お問い合わせください。 平成21年分の振替納付日

▽所得税：4月22日(木)

▽個人事業者の消費税および地方消費税：4月27日(火)